震災復興情報















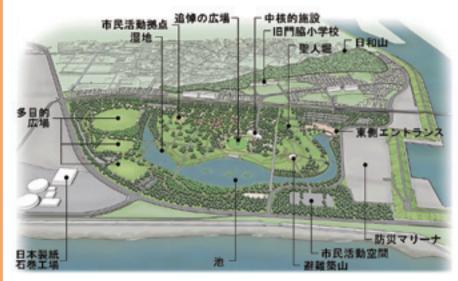
石巻南浜津波復興祈念公園基本設計市民説明会 を開催します

国、県、市協同で進めている「石巻南浜津波復興祈念公園」の基本設計がまとまりましたので、次の日程で説明会を開催します。

と き 5月29日(日) 午前10時~午後0時30分

ところ 石巻中央公民館大ホール

※駐車場は台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。



公園イメージ

周 基盤整備課 (内線5515.5516)



建築物等耐震対策助成事業

(1) 危険ブロック塀等除却事業

通学路等の道路に面した高さ1メートル以上の危険なブロック塀等 を除却等する場合、除却等費用の一部を助成します。

(2) 木造住宅耐震診断助成事業

昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法による3階建て以下の木造住宅の耐震診断を希望する場合、市で耐震診断士を派遣し、耐震診断および耐震改修計画作成費用の一部を支援します。

なお、構造が丸太組工法およびプレハブ工法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外です。

(3) 木造住宅耐震改修工事助成事業

市の助成による耐震診断の実施後、耐震改修計画に基づき、耐震改修工事、または建て替え工事を実施する場合、補助金を交付します。

なお、改修工事、または建て替え工事は平成29 年1月31日までに完了することが必要です。



申込期間 5月16日(月)~12月9日(金)(予算がなくなり次第終了) **申・問** 建築指導課(内線5675)



震災移転再建時に水道加入金が免除されます

石巻地方広域水道企業団では、震災で住居等を移転再建する方の負担 軽減のため、特例措置として加入金を免除しています。

対 象

給水区域内 (石巻市・東松島市内) において、震災により住居等が被災し

た方で、移転再建する際に、新たな給水装置を設置すると同時に被災した場所の給水装置の廃止手続きをする方

※建売住宅や中古住宅等、すでに加入手続き済みの物件をご購入の場合は、免除の対象外となります。

免除期限 平成33年3月31日

問 石巻地方広域水道企業団 給水課 ☎95-6707



募集

新市街地住宅用地の一般募集

被災市街地復興土地区画整理事業において整備している新市街地(新蛇田・あけぼの北・新渡波・新渡波西・新蛇田南)の住宅用地について、対象を拡大して募集を行います。

新市街地の住宅用地については、全体の造成が完了していないことから、事前登録という形での募集となります。

募集期間 5月18日(水)~6月17日(金) (土日を除く)

午前9時~午後5時 (正午~午後1時を除く)

※新蛇田・あけぼの北・新渡波・新渡波西・新蛇田南の5団地から1つの団地を登録していただきます。団地登録期間終了後、次の順位で宅地の登録をしていただきます。

対 象 (1)市内で被災し、り災証明が全壊、大規模半壊または半壊(半壊した住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合に限る)の方ならびにり災時に市内には住んでいなかったが、市内に自己所有または2親等以内の親族が所有していた住家が全壊だった方で自立再建をしておら

(2)新市街地に住宅を建築し、本人または親族(6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族)が居住する方

契約内容 定期借地権設定契約 (52年) または売買契約

ず、新市街地に移転を希望する方

※ただし、対象(2)の方は売買契約のみ。借地料は固定資産税 評価相当額の1.4%(10年間は200㎡まで全額減免)

申請方法 事前登録相談窓□ (37番窓□)へ申請書を直接持参してください。 ※募集要項および申請書は、事前登録相談窓□および用地管理課で配布する ほか、ホームページからダウンロードすることができます。

申·問 事前登録相談窓□(内線3981~3983)用地管理課(内線5463~5467)



復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。 対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税減免等の 特例を受けることができますので、ぜひご活用ください。

※特例を受けるためには、市または県からの指定および事業実施状況の 認定が必要です。特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産 は、地方税のみ免除を受けられます。

		特区の名称 (認定日)	対象区域	対象業種
		石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中央、中瀬、立町、千石町、鋳銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部	医療業、商業、宿泊業、飲食 業、ICT関連産業、新エネル ギー関連産業等
	復興特区	愛ランド特区 (平成24年7月27月) ※平成24年9月28日変更	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新工 ネルギー関連産業等
	特区の種類	ものづくり特区 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日、 平成27年4月27日変更	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	
		IT特区 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大 街道、湊、中里、開成、蛇田の各 地区の一部	情報サービス関連産業
		農業特区 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製 造業、宿泊業、飲食業等
		① 新規立地法人優遇税制		

① 新規立地法人優遇税制

新設の法人が指定後5年間法人税の課税を繰延

② 新規取得設備の特別償却または税額控除

新規取得等した建物・機械等について、特別償却または税額控除

③ 被災雇用者給与の特別控除

被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に5年間税額控除

④ 研究開発設備の特別償却と税額控除

開発・研究を目的とする新規取得資産について、特別償却と併せて税額控除

*①~③は、各年度でいずれか1つの選択適用となります。④は併用することができます。

⑤ 地方税の特例

①、②、④の特例を受けた場合、固定資産税等の減免を最大5年間受けられます。

申·問 商工課(内線3524⋅3526)

震災復興情報













相談あんない

●「災害復興住宅融資」無料相談会

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、 住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利 0パーセント)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

と き		ところ
5月27日(金)・28日(土)・6月24日(金)	左前10時。左後 <i>4</i> 時	市役所5階市民サロン前
6月25日 (土)	午前10時~午後4時	市役所3階36番窓口

●・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター

☎0120-086-353 (フリーダイヤル) 午前9時~午後5時(祝日を除く)



問 市生活再建支援課(内線3955)

●「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅(借家を除く)の所 有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入また は補修(工事費が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分 相当最大約90万円(建築・購入時)の給付が受けられる制度です。

※次の場合は申請対象外となります。ご注意ください。

被災時に住宅を所有していなかった場合/賃貸にお住まいだった場合/消 費税率5%で建築・購入または補修を行っている場合

とき		ところ
5月27日(金)・28日(土)	午前10時~午後4時	市役所5階市民サロン前
6月24日(金)・25日(土)		市役所3階36番窓口

相談内容に給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認等 ※会場では申請書の提出はできません。

申・問 住まいの復興給付金事務局コールセンター **☎**0120-250-460 (フリーダイヤル) 午前9時~午後5時(土日・祝日を含む)

問 市生活再建支援課(内線3955)

●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

•離婚 •家庭内暴力 •被災ローン減免制度 •金銭貸借 •解雇 •パワハラ •未払 賃金・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣 トラブル等

社会福祉士による相談内容

•生活困窮 •介護 •物忘れが気になる •人間関係 •ストレス •眠れない等 ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

とき	ところ	相談時間	相談担当者
5月18日 (水)	仮設大橋団地集会所 (大橋一丁目1-3)	午後1時~4時	弁護士
5月31日 (火)	仮設大森第3団地集会所 (大森字内田一丁目122)	午後1時40分~4時	社会福祉士

※予約者優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも専門家による無料相談ができます。 曜日により担当専門家が異なりますので、詳細は法テラス東松島にお問い 合わせください。

申・問 法テラス東松島 ☎ 050-3383-0009 午前9時~午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3966)

●就学相談

来春小学校に入学予定のお子さんで、障害があるまたは 学習や生活に困難が予想されるお子さんの就学に関する

と き 5月27日(金)および6~7月の毎週金曜日

ところ 市役所4階401会議室

申·問 学校教育課 (内線5026)



5月21日(土)から、あけぼの北地区の地名が 「あけぼの北」に変更になります

住所や居所を表すときは、新しい住所をお使いください。

住所変更の手続きが法律で定められているものは、それぞれ関係本人の手 続きが必要です。詳しくは、該当する方へ送付する通知書に同封の「土地の名 称変更に伴う住所変更の手続きについて」をご覧ください。

該当地区で電子証明書を利用している方へ

地名変更により電子証明書(①個人番号カードの署名用電子証明書、②住 基カードの電子証明書)が自動的に失効します。引き続き利用を希望される方 は、以下の手続きをお願いします。(手数料は無料です)

- ①個人番号カードと印かんを本人が窓口に持参し、電子証明書の発行手続き をしてください。
- ②住基カードへの電子証明書の搭載はできませんので、個人番号カードへの 切り替えをお願いします。

5月21日(土)は、証明書自動交付機を休止します

地名変更に伴い、証明書自動交付機のメンテナンスを実施します。この間、 自動交付機は利用できませんので、ご理解をお願いします。

問 土地の名称に関すること

地域協働課(內線4236) ·区画整理第1課(內線5575)

電子証明書および証明書自動交付機に関すること

市民課(内線2321)

「ベガルタ仙台観戦特別ご招待」 _{B知らせ} 招待券を配布します

ベガルタ仙台と市が復興支援連携に関する協定を締結したことにより、復 興支援の一環として、ベガルタ仙台の試合観戦に招待されることになりました ので、次の日程で招待券を配布します。

配布日時		配布場所
5月19日(木)	₩	市役所4階地域振興課、各総合支所地域振興課、各支所
5月20日(金)	午前9時~午後5時	市役所4階地域振興課
5月21日(土)		市役所1階北側正面入り口

対 象 市内在住の方

(配布時、申請書に住所・氏名等の記入をしていただきます)

招待人数 各試合1,000組、2,000人[先着] ※なくなり次第終了 ※招待券は1人1枚まで、招待券1枚で2人招待

※席種「サポーター自由席」

※会場までの交通費は各自負担

対象試合 6月5日(日) 午後2時 横浜Fマリノス戦

6月18日(土)時間未定 ヴァンフォーレ甲府戦

(会場 ユアテックスタジアム仙台)

観戦方法 試合当日にチケット売り場で招待券をチケットと交換して観戦して ください。

※詳細は、市ホームページまたはベガルタ仙台ホームページをご覧ください。

問 地域振興課 (内線4242)



平成28年能本地震への支援

市では、平成28年熊本地震および断続的に発生している余震により甚大 な被害を受けた熊本県八代市に支援物資を送り、職員の派遣を行いました。 ※石巻市と八代市は、平成24年11月15日に災害時相互応援協定を締結し ています。



▲4月16日(土)支援物資発送

問 危機対策課(内線4152)



▲4月21日(木) 職員派遣出発式